イ　一箇所に二本



三　アクセスラインは、二系統とし、長さは、着地点にとどくようにすること。

（操法実施上の留意事項）

第百四十四条　第四条及び第百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一　降下のため壁面に出るときは、懸垂点側のロープのゆるみをなくし、体重を徐々にアクセスラインにかけながら行うこと。

二　降下に際しては、皮手袋を使用し、降下速度の調節を慎重に行うこと。

三　降下に際しては、オートロック式確保器具（以下「確保器具」という。）、オートロック式降下器具（以下「降下器具」という。）等により二重の安全措置を講ずるとともに、身体の固定状況等を確認すること。

（都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の訓練要領）

第百四十五条　都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下を実施するには、次の号令及び要領による。

一　指揮者は、「座席懸垂用意」と号令し、降下員の「準備よし」の合図で「始め」と号令し、降下員の「到着」の合図で「よし」と指示する。

二　降下員は、前号の「座席懸垂用意」の号令でロープを確保器具、降下器具等にそれぞれ設定し、オートロック機能等の点検を実施して、壁面に降下姿勢をとって「準備よし」と合図し、前号の「始め」の号令で降下を開始し、地上からおおむね一メートルの位置で一旦停止したのち降下着地して「到着」と合図し、前号の「よし」の指示で壁面から後方にさがりながらロープを降下器具、確保器具等からはずし、両手でロープを開いてはなし、「ロープよし、終り」と合図する。

（都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の要領）

第百四十六条　都市型ロープレスキュー器具による座席懸垂降下の要領は、次の各号に定めるところによる。

一　墜落制止用器具（フルハーネス型に限る。以下同じ。）を着装することとし、降下器具のカラビナ設定位置は腹部Ｄ環とする。

二　器具の仕様及び取扱要領に従い、器具の性能を超えた取扱いをしないこと。